

教県第598号
平成19年7月31日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

部分休業の対象となる子の年齢の引き上げについて（通知）

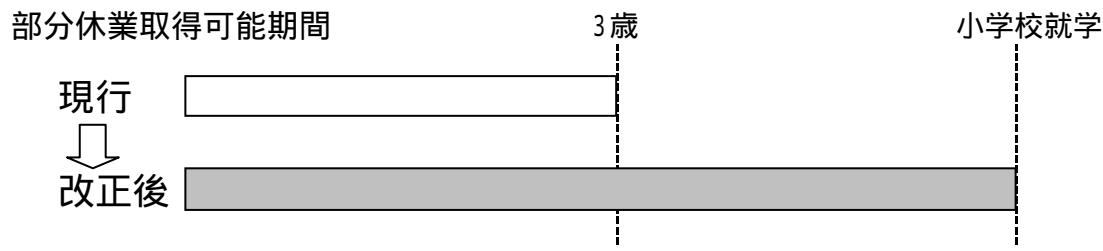
このたび、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部が改正され、平成19年8月1日から施行されることとなりました。

この改正に伴い、部分休業の対象となる子が、従来の「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大されます。改正の概要は別紙のとおりです。

つきましては、所属職員に対し周知いただくとともに、部分休業の承認について、適切な事務処理をお願いします。

別 紙

改正の概要



取得例

(すでに8月1日以降まで取得している場合)

8月1日

小学校就学

すでに取得している期間

取得可能期間

(8月1日時点で対象となる子が3歳～小学校就学前の場合)

3歳

すでに取得した期間

取得可能期間